ハーバード白熱教室

第1回 殺人に正義はあるか

- L.1 犠牲になる命を選べるか
 - ○何が正しいのか

事例1:暴走している路面電車の運転手

{ 直進すれば 5 人が死ぬ 待避線に入れば 1 人が死ぬ

⇒どちらを選ぶか?

事例2:暴走している路面電車の傍観者(線路の上)

{ そのままにすれば5人が死ぬ 隣の太った男を突き落とせば1人が死ぬ

⇒どちらを選ぶか?

2-b:太った男が落とし穴の上にいる=ハンドルを回せば落ちる

事例3:路面電車の事故による怪我人を診る医者

 $\{$ 重傷者にかかりきりになれば5 人が死ぬ 中程度の怪我人5 人を診れば1 人が死ぬ

⇒どちらを選ぶか?

事例4:臓器移植患者5人を抱える移植医

{ そのままにすれば 5 人が死ぬ 健康診断の男から臓器をもらえば、1 人が死ぬ

⇒どちらを選ぶか?

- ○正しさの基準
 - (1)ベンサムの功利主義…帰結主義・結果良ければ全て良し

「最大多数の最大幸福」

→その行為の結果によって社会が恩恵を受けるなら

正しい

- (2)カントの哲学(定言的)…行為の性質が重要
 - →ある種の必要条件・権利・義務・同意

公正な手続きがあれば正しい

○政治哲学を学ぶリスク

哲学とは、すでに知っていることを教える 新しい知識ではなく新しいものの見方を教える学問

a. 個人的リスク:新しい観点を知り常識が揺らぐ不可逆変化

自分に対する疑問が生じる

b. 政治的リスク:社会との距離が広がる効果

自分への疑問を追求すると

社会に対する関心が相対的に薄れる

政治に積極的な市民になる前に

政治に無関心な市民になる危険性あり

Ex. 『ゴルギアス』

カリキュレスとソクラテス 節度を持って学べばかわいい玩具 やりすぎれば破滅

 \downarrow

懐疑主義

議論しても結論は出ないのでは? 各自が独自の原理を持てばよく、議論は無駄

 \Leftrightarrow

カント「懐疑主義は人間の理性の休息所である。 しかし永久にとどまる場所ではない」

- ○なぜ哲学は必要か
 - →我々は毎日、様々な判断をしながら生きている その判断の指針として、哲学(=考え方)が必要
 - →民主主義は対話と説得が必要 相手を納得させるためには哲学(思想の公式)が不可欠

L.2 サバイバルのための殺人

- ○自分が生きるために他人を殺して食べることは許されるか?☆対比を考える
 - a. 帰結主義者の道徳的原理……結果によって判断する
 - b. 無条件的 道徳的原理……行為の性質で判断する
- ○功利主義の哲学

ジェレミー・ベンサム(イギリスの哲学者:1748~1832) 『正しい行い』とは、<u>効用</u>を最大化すること ※効用=苦痛よりも喜び・快楽

受難よりも幸福というバランスを意味する

効用=快楽-苦痛

あらゆる人間を観察⇒人間は誰でも苦痛と快楽に支配されている されている そして苦痛よりも快楽を好む 社会は個々人の集合体

社会の幸福を考える時

我々は全体の幸福度を最大化させるやり方で行動すべき 個人の快楽の総和ー個人の苦痛の総和=社会の効用

1

「最大多数の最大幸福」

○功利主義で考えるべきか

1884.9.20 ロンドンの新聞より「ミニョネット号事件」 ミニョネット号の乗組員

- ○ダブリン……船長
- ○スティーブンズ…一等航海士
- ○ブルックス……船員
- ○リチャード・パーカー…給仕 17歳孤児
- ★しけにあい、遭難:南大西洋の喜望峰から 2000 キロ離れたところ →救命ボートに乗り移る

食糧はかぶの缶詰2つだけ・真水なし

最初の3日間は、飲まず食わず

4日目に缶詰を一つ開ける

5日目にかめを捕まえ・もう一つの缶詰を開ける

数日間はそれで生き延びる

以降の8日間は飲まず食わず

パーカーは船底に横たわる

海水を飲んで死にかけているように見えた

19日目に、船長は残りの者を助けるために

「くじ」を提案、しかしブルックスは拒否→実現せず 20日目に、ダブリンはスティーブンズにパーカー殺し

を持ちかけ、実行

その後4日間、3人はパーカーの体と血液で生き延び

る

24 日目ドイツの船に発見される

※ 24 日目に、私たちが朝食を食べていると、 ついに、船が現れた……

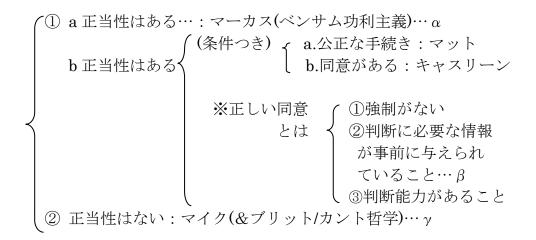
その後イギリスに送還され、ダブリン・スティーブン ズは逮捕される

ブルックスは証人

裁判では事実関係については争わず 「3人が生き残るために1人の犠牲はやむを得ない」 二人は有罪か、無罪か?

○議論の展開

≪殺人に正当性はあるのか?≫



≪意見の補足≫

- α .正当性あり(マーカス): 生きるためにしなければならないことをした →正当性なし(ブリット): どんな場合でも他人の命を奪う権利はない
- β.条件つき正当性:パーカーには何の相談もなかったことが問題
- ν.正当性なし(マイク): どんな場合でも殺人は殺人

結果として4つの意見

- 1.正当性あり
- 2.公正な手続きがある条件なら正当
- 3.同意があれば正当
- 4.正当性なし

※船長と航海士は道徳的に許されるか?

現代 1884 年

 Yes
 少数派
 多数派

 No
 多数派
 少数派

当時の世論「孤児だった見習い船員1人の犠牲で、 故郷に家族のいる船員3人の命が救われた」

○問題提起

1.殺人がいけない(効用の為に犠牲になるべきではない)というなら、 どこからその基本的な権利は来ているのか?

殺人は基本的人権の侵害であり正当化はできない

→人間の基本的な権利の由来は?第3回へ

2.公正な手続きは、どんな帰結も正当化するのか?

個人を平等に扱う公正な手続きが必要

→公正な手続きが殺人さえ正当化する理由は? 第4回へ

3.同意の道徳的働きは何か?

強要によらない自発的な同意が必要

→なぜ同意は道徳に影響を与えるのか?

第3・5回へ

【重要ポイント】

※同意の正当性とは何か

- 1.強制⇔自発的である
- 2.事前に知らされていない↔同意に必要な情報を与えられている
- 3. 判断能力がある

第2回 命に値段をつけられるのか?

L.3 ある企業の過ち

○ベンサムの功利主義

**ジェレミー・ベンサム(1748~1832・イギリス生まれ)

- 12歳でオックスフォード大学に入学
- 15歳でロースクールに入学
- 19歳で司法試験に合格
 - →弁護士にならず生涯を法学と道徳哲学の研究にささげた

○功利主義の概要

我々は苦痛を嫌い、快楽を好む →共同体とは個人の集まり

快楽(全体)-苦痛(全体)=効用

快楽が上回れば<u>効用あり</u> 苦痛が上回れば<u>効用なし</u> つまり、快楽が苦痛を上回るようにする

個人の効用の集約、つまり社会全体の効用の最大化が「正義」 正しい行い(政策・法律)とは、全体の効用を最大に すること、つまり「効用の最大化」

道徳の最高原理=社会全体の幸福のために、一般的福祉を増す (公共の利益) ≒快楽が苦痛を上回るようにする

≪最大多数の最大幸福≫

費用便益分析(効用を数値で表す)

便益-費用(代償)=効用(の最大化)

- 1. チェコにおける喫煙の費用便益分析
 - たばこの消費税率を上げるか否か (=国民の健康増進のため?)
 - →政府は国民の喫煙によって得をする?(米たばこ会社の調査)
 - →長寿命化の便益を無視して費用だけを加算

費用…喫煙による医療費の負担の増加 便益…たばこ関連商品販売からの税収 (早期死亡による)医療・年金・住宅費用の節約

たばこ会社の調査

市民が喫煙した場合の純利益…1億4700万ドル 早期死亡による節約…国民1人当たり1227ドル (医療/年金/住宅費用)

2. 1970 年代のピント裁判

小型で燃費もよく人気だったが、燃料タンクが車の後方にあり、 追突されると炎上するという欠陥があった (現代ならリコールの対象) →保護シートをつけるべきかの試算

欠陥自動車の修理の可否を費用便益分析で決めることは 正しいか?

費用…一台当たり 11 ドル×1250 万台≒1 億 3700 万ドル (安全性向上のため)

便益…死者 180 人×20 万ドル +負傷者 180 人×67000 ドル +2000 台×700 ドル ≒4950 万ドル

→死者一人当たり 20 万ドル(当時の平均的労働者の生涯年収) に換算して修理の便益を判定

反対:人命の価値を収入だけで捉え、精神面の考慮が欠落 愛する人が永遠に失われる価値は数字で表せない(ジュリア)

| 賛成:会社が利益を出すためには計算は必要・200万ドル(ボーイテク)

100万ドルならOK(ラウル)

反対:効用のために犠牲にされるべきではない 多数が望むことに常に価値があるとは限らない(アナ)

替成:数で上回るだけであり、一人ひとりの価値に違いはない(ヨンナ)

※運転中の携帯使用の許可を考える

|年間 2300 人の死者| ≒ |時間を節約でき、経済的効果|

同等なら許可すべきか?

- ○功利主義への反論
 - 1.個人(少数派)の権利が尊重されていない
 - 2.すべての価値と好みを集計することはできない?
- ○ソーンダイク(心理学者)の実験

1930 年代の生活保護受給者の若者を対象に
いくらもらえば不愉快な行為を行うかというアンケート調査
カンザスの農場で残りの人生を暮らす 30 万ドル
生きた 15 センチのミミズを食べる 10 万ドル
足の小指を切り落とす
猫を素手で窒息させる
上の前歯を一本抜く 4500 ドル

※望みであれ、満足であれ、どんなものでも測定できる←ソーンダイク

- ※数値化によって見える(見えなくなる?)ものとは何か
- ※快楽と苦痛は共通のものさしで計測可能なのか

→快楽の総量とは?

L.4 高級な「喜び」低級な「喜び」

功利主義に対する2つの反論とは

- (1) 功利主義は、最大多数の最大幸福に重きを置くため、
 - 個人の権利が尊重されていないのか?
 - ○拷問とテロリズム
 - 9月10日にテロリストの容疑者を逮捕したと仮定 3000人を殺害する可能性のある犯罪の確証を得るために 拷問をすることは道徳的に正しいか?
 - (or 個人の権利を尊重する道徳的義務において否定するか?) ⇒路面電車と臓器移植に通じる問題
- (2)功利主義において、種類の違うものを同じ尺度ではかることはできるか? ←命に値段をつけることに対する反論から
 - ○オックスフォード大学のセント・アンカレッジの女子寮男性の宿泊禁止ルールの改定問題:1970代後半・教職員の話合い男性が泊まると費用が増える(←功利主義の理論を援用)

お湯・マットレスの交換頻度が増える 週3人まで、50ペンスの費用を払うと決定 ⇒セント・アンカレッジの女子は一晩50ペンスで買春?

※貞節(あるいは恋愛)についての価値が考慮され なければ、こういうとらえ方ができる

- ○功利主義への反論のまとめ
 - 1. 個人の権利(=自由)が尊重されていない
 - 2. すべての価値と好みを集計することは不可能
 - *道徳的な考慮事項についても ドルのような単一の基準で測れるという前提は 正しいのか

なぜ人々の好みを、「良い好み」と「悪い好み」に分類せず 全てを一律に測る必要があるのか?

*高級な喜びと低級な喜びに違いはないのか

ベンサムの功利主義…誰の好みが重要かは考えるべきではない 喜びや苦痛は<u>種類ではなく、量と長さの</u>集計が重要 高級な喜び・崇高な美徳とは、より長く強く喜びを もたらすものを意味する

⇒優劣の判断を行うべきではない

*人の好みに優劣をつけない=判断を必要とせず 平等主義的だから

⇒ベンサムの功利主義への反論

「喜びの量が同じであるならば、プッシュピンは、詩と同じように良い」
*プッシュピン…子どもの遊びの一つ
⇒他人の喜びを比較して
優劣の判断をつける権利はない

しかし、本当にそれで良いのか? ある種の喜びは他よりも価値があると考えなくて良いのか ※より多くの人の幸福(喜び)が何かを決めるには、 キリスト教徒をライオンと戦わせたローマ人の邪悪で下劣な 喜びにも価値があると見なすべきか

○功利主義の反論に対して

功利主義を発展させたミルの議論を検討する

イギリスの政治哲学者、ジョン・スチュアート・ミル(1806~1873)

※父ジェームズ・ミルはベンサムの弟子

神童、3歳でギリシャ語、8歳でラテン語を理解、10歳でローマ法の歴史について記述、20歳で神経衰弱、

25 歳でハリエット・テイラーと出会い、結婚 血の通った功利主義を指向

功利主義の計算方法を拡大して修正 個人の権利などの重要で人道的な問題や高級・低級な喜びの 区別を加味したうえで、功利主義の計算は可能か

> 両方を経験した者が選ぶ好みは高級な好み (高級な喜びは理解と教育が必要)

1859『自由論』…個人の権利(=自由)・少数派の権利擁護の重要性を説く 1861『功利主義論』…高級な喜び・低級な喜びは判断可能 道徳性の高さは効用の大きさで決まる (基本はベンサムと同じ)

> 「望ましいものとは、実際に人が望むものである。」 経験から生まれる願望こそが、正しい道徳的判断の根拠 人々の願望や好みを除外して考えることは不可能 なぜなら、功利主義の前提を崩すことになるから 高級な喜びと低級な喜びを区別する方法はただ一つ 両方を経験してみることである。…(ジョン) 両方を経験した者が、それを好むかどうかである。 「2つの喜びのうち、両方を経験した者が全員、またはほぼ

「2つの喜びのうち、両方を経験した者が全員、またはほぼ 全員、道徳的義務感と関係なく、迷わず選ぶものがあれば、 それが、より好ましい喜びである。」(第2章8ページ)

この理論は、成功しているのか?

※我々は、落し物を着服して得られる喜びと、警察に届けて感謝される喜びの2つを経験した場合、道端に落ちている財布を拾って、迷わず警察に届けるだろうか?

◇3つの映像を見る実験

(1)シェイクスピアの独白、フィア・ファクター、ザ・シンプソンズを観て どの映像を好むか?

どれが最高の経験、最高の喜びだったと思うか?

※他人がどう思うかは関係ない(ネイト)

※シンプソンズは笑わせてくれるが シェイクスピアを理解するには解釈を学ばなければ ならない(アニージャ)。

文化と伝統の圧力もある?

→高級なものには理解と教育が必要

ミルによれば、

- ◇一度教育されると高級なものと低級なものが分かるようになる。
 ◇そして、低級なものより高級なものを好むようになる。
- 「満足した豚であるより、不満足な人間である方がよい。 満足した愚者であるより、不満足なソクラテスである方がよい。 その愚者が、もし異を唱えたとしても、それは愚者が自分の側のことしか 知らないからに過ぎない。」
 - ※レンブラントを観るのが高級なのは、 それが人間の高度な能力に関わっているから
- (2)【個人の権利(=自由)が尊重されていない】への反論個人の権利の尊重は、社会的効用から導かれる正義である

「私は効用に基づかない正義の架空の基準を作り出す、どのような見せかけの理論にも異議を唱える。一方で、効用に根ざした正義こそが全ての道徳性の主たる部分であり、比類なく、最も神聖で拘束力を持つものであると考える。」(功利主義論・第5章)

「正義とは、ある種の道徳的要請の名称であり、集合的に見れば、社会的効用は 他の何よりも大きく他の何よりも優先されるべき義務なのである。」 (それは最も高級な喜びであるから)

正義は神聖で、最優先されるべきものである(無条件に?)

- ⇒私たちが考慮すべきは、人類全体の進歩と長期的な進歩である。 「正義を行い、権利を尊重すれば、最終的に社会全体が向上する」 →この考え方に説得力はあるのか?
- ⇒結局のところミルの理論では、正義がなぜ重要か明確に説明できない 権利と正義の重要性は効用と関係ないのではないか?
- ○ジェレミー・ベンサム (1748~1832) 85 歳で死去 ロンドン大学に保存して欲しいと遺言 死者はどのように人の役に立つのか? (死者の効用)

- 1. 解剖学の研究のために遺体を使わせる
- 2. 偉大な哲学者は、未来の思想家を刺激するためその遺体を保存する

◇次回は「権利」の由来を概観する

第3回 「富」は誰のもの?

L.5 課税に「正義」はあるか? (選択の自由)

ベンサムの功利主義の批判に対する、ミルの反論について考える 『功利主義』(ジョン・スチュアート・ミル)

⇒「高級な喜びと下級な喜びを区別することは可能だ」 ※シェイクスピアとシンプソンズのアニメは、それを証明したか?

> 多くはシンプソンズが好きだが、シェイクスピアの方が 価値ある喜びと考える

ミルの主張とは異なる結果

「個人の権利と正義は、特に尊重されるものだ」(『功利主義』第5章)

- ⇒なぜ正義は、道徳の中で最も神聖で他と比べものにならないくらい 拘束力が強いのか?
 - →理由:正義を行い権利を尊重すれば、長い目で見た場合、 社会は全体として良い方向へ向かうから

 \downarrow \uparrow

|逆の方向があるなら、権利を侵害しても良いのか?

- →喜びの価値に対して、個人の道徳の基準を示すことができる のか?
- ※(1)もし社会全体が良い方向に向かうとしても、それだけが個人の権利 を尊重する理由なのか?
 - ⇒医者が健康診断に来た患者から臓器を取らない唯一の理由は、 それをすると、長い目で見た場合にもっと多くの命が失われ るからなのか?
- ※(2)本能的に個人の権利を尊重しなければならないと考えるなら、それ はもうミルの理論を超えてしまうのではないか?

つまり、功利主義は「最大多数の最大幸福」として、 個人が多数に利用される危険性がある

また、他人の尊重は「効用の最大化」のためだけかという疑問 《他人を尊重し人を利用しない理由は、長い目で見れば、

効用をしのぐのではないか?》

↓ ↑

反論として、自由原理主義・市場原理主義〔リバタリアニズム〕

という、強力な権利理論の登場

個人はより大きな社会の目的、もしくは"効用"を最大化させる為に 使われる単なる道具ではない

利用される存在ではなく、独立した存在

それ自体が尊重の対象 = 自由の権利を持つ

(他人を同じように尊重することが前提)

→独立した個人は、絶対的な「自由の権利」を持つ

自己所有の絶対という基本

「個人には(自由の)権利がある。その権利はあまりにも強く、広範囲にわたるため、国家が行うことがあるのか、あるとすればそれは何か?」

(ロバート・ノージック)

※強制という国家の役割は小さくあるべき

 \downarrow

「個人の〔絶対的〕尊重」

人間の尊厳(他人の尊重が前提)という概念

≒つまり、個人の<mark>自由</mark>や能力の絶対的尊重が必要

 \downarrow

強制は不当である

- (1) 干渉主義的な立法の否定…シートベルト着用義務 ヘルメット着用義務
 - →余計なお世話
- (2) 道徳的な立法の否定…ソドミー(同性愛)行為禁止法 ⇒社会的価値観の強制
- (3) 富者から貧者への所得再分配の否定…租税不要 (国防・警察・司法制度の維持の租税のみ OK)
- ○米国の富の再分配について
 - →米国人口の 10%が富の 70%を所有

これは公正か?

but リバタリアニズム(ノージック)の立場からは

傾向や分配や結果を見ただけでは、公正か判断できない

- (1) 取得の正義…正当に取得したか? (収入を得るための手段)
- (2) 移転の正義…正当に分配したか? (自由な意思で交換したか) いずれかが欠ければ、正当ではない
- * 累進課税は不当〔正義に反する〕か? ◇世界一の大金持ち
 - →ビル・ゲイツ(400 億ドル≒4 兆円)…日本の国家予算は? 一秒あたり 150 ドル⇒仕事を中断して 100 ドル 札を拾う価値があるか

→マイケル・ジョーダン(7800 万ドル≒78 億円) 「プレー3100 万円 ナイキ等企業契約 4700 万円

☆彼らから貧しい/困っている人々へ金を回すのは 正しいか?

※腹を空かせた子供のためにパンを 盗むのは許される(=必要悪) ☆ジョーダンに33%の課税は「盗み」か? ☆盗み≒強制≒租税

≒強制は平等であるべき

☆功利主義なら再分配は正義(最大多数の最大幸福)

- (賛)スケートボードの例: 盗み(不正)だが必要悪
- (反)ジョーダンの功績は才能であり、努力とは違う ⇒能力のある人は社会に貢献すべき
- (反)ある程度の富の再分配がなければ、機会の平等がなくなる
- * そもそも課税は正当か?……<u>強制は自由の侵害</u>である…課税は盗み

「ノージックの課税に反対する理論」 課税=所得の取り上げ

=強制労働

=奴隷制

=自己所有の侵害

(but.そもそも我々は自己を完全に所有しているのか?)

※リバタリアニズムの自由論とは

<mark>権利</mark>=それを独占的に支配する<mark>自由</mark>

権利を持つためには、それが「誰のものか」を確かめる必要がある 個人が権利を持つのは、その個人が「自分のもの」だから ⇒自己所有の絶対という概念

つまり逆説的に、<u>所有していなければ権利はない</u>と考える だからリバタリアニズムは自己所有にこだわる

* 私有財産は絶対的に保障されるべきか?

原則:自分を所有するのは自分⇔功利主義との対立

……「個人の自由」ならば「富の自由」

……「自己所有の尊重」ならば「富所有の尊重」

……「自己所有の絶対」=「私有財産の絶対」

→富の再分配は不当

☆弱者救済の美名のもとに、当人の意思を無視して 正当に取得した財産を収奪することが道徳的に正しいのか?

必要悪か?

【・正義か?(=功利主義)

☆参考:租税の原理(誰が負担すべきか)

応能負担…払える人が払う・累進課税→所得税

負担

応益負担…利益を受ける人が払う →消費税

L.6 「私」を所有しているのは誰?

○リバタリアニズムにおける「小さな政府」(ミルトン・フリードマン) 私たちが当たり前のように(国家に)帰属していると思っている 機能(行政サービス)の多くは、実はそうではない→例:社会保障制度 干渉主義的である

> ※人々が退職後に備えて貯金をするのは良いこと しかし、それを強制する(国民年金制度等)のは間違い ↓

今、この時を豊かに暮らしたいと考えることは

その人の選択である(リスクを負うかどうかは自己選択)

○警察や消防におけるフリーライダー問題

フリーライダー=活動に必要なコストを負担せず、

利益だけを享受する人(ただ乗り)

それを防ぐためには、集合財(公共サービス)を 会員制にするなどの工夫ができる→アーカンソーのセーラム消防サービス 契約更新をしなかった家主の家が火事に 消防サービスは来たが、何もせず すべての火事に対応していたら、会員になるメリットはなくなる 現場で契約更新しようとしたら断わられる

※備えを怠っておきながら、後から入ることはできない

自己所有→自己選択→自己責任(論)

○所得の再分配について

リバタリアニズムは、強制に対する懸念を持つ 強制は何故いけないのか?

一般的な福祉のために、誰かを利用(強制)することは間違い ⇒自己所有の侵害になるから

自分を所有するのは自分という原則

◎金持ちがなぜ貧乏人の奴隷になるのか?⇔競争原理

※ノージックの理論

全体としての社会が、ビル・ゲイツやジョーダンから彼らの富の一部を税金として取り立てることができるとしたら、社会が行使しているのは、彼らへの共有財産権である

⇒自己所有の侵害になる

- ○リバタリアニズムへの反論
 - (1)貧者の方が富者よりも金を必要としている
 - (2)統治される者の同意による課税は強制ではない

(⇒決定は奴隷所有者ではなく議会)

- (3)成功した者は社会に借りがある(⇒社会が彼を成功させた)
- (4)富は部分的に運で決まるので彼らのものではない
- ○リバタリアンチームの主張

ジョン・シェフィールド,アレックス・ハリスン,ジュリア・ロトー (1) について…(ジョン)個人にはそれぞれ所有権があるので、

困っているからといって、他人の所有物を奪うことの 正当性はない

- ⇒盗みは権利の侵害であり正当化できない
- ⇒慈善事業なら良いが強制はいけない

(ジュリア)何かを必要とすることと何かに値することは違う

貧しい人はマイケル・ジョーダンの税金に値しないのか ハリケーンカトリーナの被災者は連邦政府の助けを 必要としているが、助けに値しない

⇒本質的に「○○○○」の問題だから被災地の人々の苦難はそこに住んだ○○○○(≒貧困は怠惰の結果)

(2)について…統治される者の同意による課税は強制ではない(ラウル) 所有権を決めるのは政府、課税を通じた配分は正当 (ジョン)問題は、上位 10%が下位 10%にすることを 中間の 80%が決めることだ

→衆愚政治

(ラウル)民主的な制度で過半数が選んだことを 受け入れるべき

(アレックス)議員一人に対する僕の票は 1/50 万票 ・バケツの中の 1 滴にすぎない

(サンデル教授)我々は言論の自由のある民主的な社会 にいるのだから市民を説得し、 過半数にすればいいのではないか?

(アレックス)それは自分の所有権を どう行使するのかとは違う 私有財産に対する権利は「基本的な権利」なので 2億8千万人を一々説得しなくても行使されるべきだ (個人の自由の権利を投票にかけるべきではない)

(サンデル教授)民主主義に反対なのか?

(アレックス)限定された民主主義を支持 基本的な権利が絡まなければ民主主義は良い 個人の権利を投票にかけるべきではない

 \downarrow

(サンデル教授)言論や宗教に対する権利(自由)と私有財産に対する権利(自由)は同じに保障されるべきか?

Yes(アレックス):自己所有権があるから言論の自由がある 社会の多数派に関係なく保障されるべき

 \uparrow

No(アナ): 貧困は犯罪を生み、治安に金がかかる しかし宗教は社会の安定とは無関係

<u>•</u>

言論・宗教の自由は他人に影響を与えないが、 経済の自由は他人に影響を与える

=思想の○○性と財の○○性

- (3)について…社会の借りは租税というかたちで表されている (ジュリア)割り勘の社会というのはない 各自自分の取り分だけ要求し、負担すべき(ジュリア)
- (4)について…彼ら自身の努力のみによるものではなく、多くの幸運の産物では?

(アレックス)常識があればあれだけの富を独り占めするのはどうかと思うかもしれないが、彼らの富は自由交換で得たもの(取得の正義/移転の正義)であり、問題はない正当に稼いだ金を奪うことは道徳的に許されない

◎腹を空かせた家族のためにパンを盗むのは許されるか?

(否定)結果が良いからと言って盗みを正当化できるのか? 自己所有権の侵害であり許されない (肯定)人は自分で自分を守る権利がある

→自己所有権があり実力行使は自己選択なので OK

自己所有の絶対⇒自己選択の絶対⇒自己責任の絶対

1

憎いからと言って他人を殺す(自己選択の)権利はない 人が社会の中で生きている時 自己を完全に所有できないのではないか? (ビクトリア)

○リバタリアンの避けたいこと=正義や福祉の名の下で個人を利用すること

※個人が集団の幸福の道具にならないためには、 自分が自分の所有者であるという本能的な考え方が有効 But

※自己所有をどこまでも主張するのでは 人はみなばらばらな個人でしかない ⇔ 社会的存在

自己所有(≒自己選択)には限度があるべき

○自己所有というのは真実か?自己所有の考えはノージックが自力で発展させたのではなく、J・ロックからの援用

⇒労働+まだ所有されていないモノ=私有財産が発生

私有財産と自己所有の関係については、ロック理論を概観すべき

第4回 この土地は誰のもの?

L.7 土地略奪に正義はあるか

○同意なき財産の所有(私有財産)は可能か?

ロックにおける重要な理論

※ジョン・ロック(1632-1704)…イギリスの政治哲学者・

アメリカ独立宣言に大きな影響を与えた (リバタリアンの味方)

『統治二論』 1689 年

民主的に選ばれた政府でさえ、奪うことのできない

基本的な権利が存在する⇒生命・自由・財産に対する自然権

自然権を理解するには、

政府ができる前の状態=自然状態を想像する必要がある

自然状態で人は皆自由で平等だが、勝手にはできない

⇒自然法(議会の制定法とは異なる)による制約を受ける

※自然権を手放す自由はない

自然法による制約とは?

(1)「人間は全て唯一神全知全能なる創造主の作品であり 彼の所有物であって、他の誰のためでもなく、 彼が喜ぶかぎりにおいて生存するように作られている。」

> 人間は神の創造物(神の私有財産)であり、神が所有権を持っている ⇒自然権を自ら手放せないのは、

それが自分(人間)のものではないから ⇔ 神のものだから

- (2)「自然状態には、それを統治する自然法があり、何人もそれに従わなけ ればならない。その法である<mark>理性は、人類に、すべての人は平等で</mark> 独立しており、他人の生命・健康・自由または財産を害するべきでは ないと教えている」
 - ※自由であることの意味をよく考えれば、望むことを何でもしていい ということではないことが自ずと分かってくるはずだ

神あるいは理性による限界⇔リバタリアンとの違い

※自分だけのもの・誰にも渡すことのできない権利 ⇔自分のものだから渡すのも自由(リ)

自然法の制約の下⇒自然権=不可譲なもの
※売ったりあげたりできず、自分のみ使える
⇒だから自分のものといえる

※アメリカ独立宣言(ジェファーソン) 「アメリカ国民には生命自由幸福の追求に対する 不可譲の権利がある」

(3)「人は誰でも、自らの一身に対する所有権を持っている。これについては、彼以外の何者も権利を有しない。彼の身体による労働、手による仕事はまさしく彼のものであると言って良い。」(27章)「自然が備えておいた状態から取り出すものは何でも、自分の労働を交えたものであり、彼自身の何かを付け加えたものであるから、彼の財産となる。」

※まだ所有されていないものに自分の労働を付け加えると、 自分のものになる

「労働は、その労働者の、疑いの余地のない財産であるから 彼以外の誰かが、彼の労働が加えられたものに対する権利を 持つことはない。他者のために、同じようによいものが 十分に残されているかぎり。」

⇔リバタリアンは絶対的所有者

「人が耕し、植物を育て、改善した土地から得られるものを 利用するかぎり、その土地は彼の所有物である。 彼の労働が加わることで、それは一般とは区別される。」

○ロックの所有論は正当か?

自分の所有者→労働の所有者→労働の果実の所有者

先進諸国(アメリカ)と発展途上国(南アフリカ)の貿易における 薬の特許法に関する論争

> ※新薬・抗レトロウイルス薬の開発(エイズの場合) ⇒アメリカ製薬会社の知的所有権・特許を尊重しなけ

れば、インドの会社から、はるかに安い値段で薬を 買える

> アメリカの会社の努力はどうなるのか? 製薬会社は南アフリカ政府を訴えた

ネィティブアメリカンの土地に入植者が入ってきたときの状況

※入植者には土地を囲う権利があったのか? ロックの説を評価するかどうか

○反対: (ロシェル)アメリカの入植者が、ネィティブアメリカンから土地 を取り上げることを正当化するための弁護にすぎない

○賛成:(ダン)それは戦争(同意による実力行使)であり、負けたら奪われることは同意されていた。またネイティブアメリカンも土地を占有していたから、所有権を主張することはできた。(主張しな

かっただけ) → ネイティブアメリカンに有利な面もある

○賛成:(フェン)土地所有には限界があり、たとえば共有地は奪えないと言っている。また他人のためにまだ同じような土地があるかどうかを確認しなければならない。

○ロックは政府をどうとらえていたのか?

私有財産権が自然に生じるとしたら、政府は財産を何も奪えないのでは ないか?

我々は自然状態を離れ、政府や法律の支配する社会に入った

ロックによれば、所有権は自然権であり、政府も奪えない 実際、財産権を守るために政府を作った 政府がつくられた後も、自然法・所有権は存続する しかし、何をもって私たちの生命・自由・財産が尊重されていると みなすかは政府である

所有権は不可譲だが、所有権の内容(正当性)については政府が決める

⇒そこに矛盾はないのか?

L.8 社会に入る「同意」

○ロックの理論における「同意」による社会 同意の働きとは何か?

ロックにおける重要な理論

「 1. 同意によらない私有財産

2. 同意による社会

正当な政府とは、同意に基づいて設立されたものとされる また、ロックによれば、自然権=財産権・所有権は生まれながらのもので 法律や政府に由来するものではない

しかし我々は、自然状態を離れ、同意によって社会を作った なぜ社会を作ったのか?

○自然状態にはいくつかの不都合…自然法を破った者は罰すること ができる

> ⇒生命・自由・財産を守る権利が あるから(自己防衛権)

「人は、戦いを仕掛けてくる人を破壊することができる(中略) オオカミやライオンを殺すことができるのと同じように そのような人には、力と暴力以外の法則はなく、だからこそ 危険で有害な獣と同様に扱われる。

その獣の手に人が陥れば、いつでも必ずその獣は彼を殺すに 違いないからである。」

自然法を破った者は侵略者なので、自然権により処罰できる 誰もが自分自身の事件の判事となる

> →しかしそのために我を忘れて(理性をなくして) 行き過ぎた処罰をしてしまう

誰もが不可譲の権利・自然権を享受できなくなる

○人がその野蛮な自然状態から抜け出す唯一の方法は、

同じ意思を持つ他人に同意すること=自然状態での執行力を放棄する ⇒とはいえ、自然権は侵害されない

→そこで、多数派には何ができるのか?どれだけの力を持っているのか? 政府を受け入れたからと言って、権利を放棄したわけではない

> (ベン)多数派であっても、少数派に対して同意を得ることなく、 特別な課税法に基づいて課税することはできない

「最高権力は、本人の同意無く、人の財産を一部たりとも奪うことはできない。なぜなら、所有権(生命・自由・財産権)を守ることが政府の目的で

あり、そのために人は社会に入るのだから、財産を持つことが必然的に想定 され要請されているからである。」138節

○しかしながらコミュニティにはある種の特権もある「人は社会において所有権を持っており、物に対する権利は、<u>コミュニ</u> <u>ティの法律により</u>、彼らの物となる。」一方で、

「ゆえに、最高権力ないし立法権によって、人々の財産を意のままに処分したりほしいままに取り上げたりできると考えるのは間違いである。」

所有権は、政府が定義できるのか?

「政府は大きな負担なしに支えられるものではない。政府の保護を享受する者は皆、その維持のための割り当てを自分の財産から支払うべきである。」「しかし、そこには本人たち、または彼らに選ばれた代表者によって与えられた本人の同意、すなわち多数派の同意がなければならない。」

(理性による同意)

⇒正当な同意によって成立した政府のもとでは、 <u>恣意的ではない</u>法律による制限は可能

(反論)暗黙の同意は有効 政府のサービスを利用するなら同意と同じ

(サンデル)君は捕まらないとしても税金を払うか? 良識的な意味で法に従っている

> 我々は同意したわけではないから 政府に何の義務も負ってはいないのか?

> > ※我々はどこまで戦争責任を負うべきか?

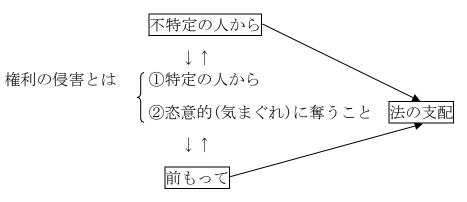
○命の問題について考える=徴兵制は?

(エリック)徴兵制は死刑ではないのでアプローチとして不適切 我々は権利を放棄することはできないから 同意によっても権利を奪えない ではなぜ徴兵制や課税に替成できるのか? (ゴクル)個人が持っている生存権と、政府が個人の生存権を 奪えないという理論には違いがある →特定の個人を選び出すやり方は恣意的なので問題 ランダムなら OK

- ※マンションのエレベーター問題を考える 多数派に常に従うべきか?その条件は?
- ※1. ロックの社会契約論

我々は「同意」によって社会を作った

- $\left\{ \begin{array}{ll} \textcircled{1} & \textcircled{1} & \textcircled{2} & \textcircled{2} & \textcircled{3} \\ \textcircled{2} & \textcircled{3} & \textcircled{4} & \textcircled{5} \\ \textcircled{2} & \textcircled{5} & \textcircled{5} & \textcircled{5} & \textcircled{5} \\ \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} \\ \end{array} \right. \rightarrow \left. \begin{array}{ll} \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} \\ \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} & \textcircled{6} \\ \textcircled{7} & \textcircled{7} & \textcircled{7} & \textcircled{7} & \textcircled{7} & \textcircled{7} \\ \end{matrix} \right.$ 自然権=生命・自由・財産の権利



- →適正手続きの保障・同意という近代の法の精神
- ◇ロックは (1)国王の絶対的な権力に対する懸念
 - (2)アメリカ植民地の正当性について考慮
 - ○権利は不可譲
 - ○同意されれば、あとは恣意的に権利を取り上げない ことが重要

リバタリアンとの違い

※疑問:同意によっても正当化できないものはあるか?

第5回 お金で買えるもの買えないもの

L.9 兵士は金で雇えるか

多数派の同意があっても覆せないものはあるか?

○同意された政府の命令は絶対か?

「重要なのは、政治的あるいは軍事的権威が<mark>恣意的に権力を行使しない</mark>ことだ。(139 節)」

⇒政府に参加し、多数派の合意を受け入れるという同意があれば、 政府の命令は従うべきものとなる

例:将軍や軍曹は兵士に大砲の前に出ろと命令できる

←法で定められた権限だから

しかし1ペニーたりとも兵士から奪うことはできない

←法で定められていない、恣意的な権力行使だから

※軍の上官は兵士に危険な行為を命ずる権限があるが、 彼の金銭を取り上げる権限はない。

○徴兵制を考える

イラクへの兵士を確保するための解決策

- 1. 給与と手当を増やす
- 2. 徴兵制へ移行する
- 3. 外部委託(傭兵)

○南北戦争における徴兵制の実態

代理を立てて徴兵を逃れることができた

→新聞の求人欄に広告を載せて報酬で代理を募集 結局のところ、南北戦争時代の徴兵制は 給与(報酬)制とのハイブリッド・システム

南北戦争のハイブリッド・システムは正しいか?

- ×経済的な貧困者には強制となるから不公平(サム、ラウル)
- ○ならば、今の志願制は政府が一括して報酬で代理を募集しているのではないか?つまり同じことでは?(エミリー)

※日本における自衛隊の実態

『貧困者と奨学金の大卒者が自衛隊入隊→戦地の動きが現実に 起きている!』

https://biz-journal.jp/2016/06/post_15477.html

		高校新卒「2士」入 隊率	貧困率(順位)	1人当たり県民所得[単 位・・・千円](順位)
1	青森	1.16%	18.9%(8)	2433(10)
2	北海道	1.06%	17.5%(14)	2408(9)
3	宮崎	1.00%	19.9%(5)	2152(2)
4	熊本	0.88%	18.5%(11)	2381(7)
5	鹿児島	0.76%	21.5%(3)	2353(5)
	長崎	0.72%	19.1%(7)	2191(4)
7	大分	0.65%	17.8%(13)	2636(17)
8	佐賀	0.64%	16.4%(18)	2575(15)
9	岩手	0.60%	16.4%(18)	2383(8)
10	秋田	0.58%	17.2%(15)	2483(12)
11	山形	0.53%	13.1%(29)	2541(14)
12	沖縄	0.48%	29.3%(1)	2049(1)
	高知	0.44%	21.7%(2)	2114(2)
	鳥取	0.43%	14.7%(25)	2364(6)
	福岡	0.41%	16.8%(16)	2746(22)

亲厅

房间

2014年(平成26年) 9月3日(水曜日)

電子版 特報

部

FAX 03 (3595) 6911

EX- IV tokuho@chunichi.co.ip



名古屋市の陸上自衛隊守山駐屯地で

ない。防衛省などに頼み、 ておいても良い就職はでき

年とか二年とかインター

引き取ったものの、検討会 報告書には盛り込まれなか 当者は「考えてみます」と が先月二十九日に公表した

る」と促した。文科省の担

考えてもいいと言ってい

既職は良くなる。防衛省は ンシップをやってもらえば

会」メンバーの前原金一・ 支援の在り方に関する検討 職者会議「学生への経済的 粒済同友会専務理事。 発言の主は、文科省の有

なのか教えてほしい。放っ った五月の検討会で、 氏は「返還の延滯者が無職 めた人物だ。 奨学金返還が話題にのぼ

生命の常務取締役などを務

米国では実際、軍に入隊

合、防衛の仕事は貧困層に

(政治学) は「米国の場

押しつけるあしき構図が定

授(政治学)は、米国の現 ながりかねない。 藤本一美・専修大名誉数

方向で考えるべきだ」

は、格差社会の助長にもつ

ではない」(岡村氏) される」というのも絵空車 高まっている。「命が脅か すれば国防総省が奨学金の 官の仕事はリスクが格段に を閣議決定した結果、自衛 が集団的自衛権の行使容認 防衛関係の仕事は心身とも があるという。「そもそも 返週額を肩代わりする制度 に就くルートをつくること 1負担が大きい。 安倍政権 学費のために防衛の仕事

批判する。

頭の前原氏のような発想を 問題」と指摘した上で、冒 着してしまったのが大きな

支援を考えるなら、この権 う大学教育の無償化という 分の能力を引き出すための 若者たちには一人一人、自 るという考え方が間違い。 えに大学で学ぶ機会を与え 利を安心して行使できるよ 学習権がある。学生の経済 「そもそも何かと引き換

かったようだが、関係者は 文科省も具体的に検討しな 神経をとがらせる。 物議を醸す構想だけに、

ることになりかねない」と 仕事を斡旋する制度をつく 事務局次長は「奨学金の返 育をすすめる会」の岡村稔 る「国民のための奨学金 選を名目に、自衛官という 度の拡充をめざし、無償教 短惧する。 大学生や教職員らでつく のためだが、格差社会が進 代わりするのは兵士の確保

年貧困層を兵士の道に迫い立てるのは「経済的徴兵制」ではないのか。

(榊原崇仁)

について 「防衛省でインターンシップ(就業体験)をさせたらどうか」 と発言した。 若 メンバーの一人はその検討過程で、卒業後に就職できず、奨学金の返還に苦しむ人たち 文部科学省は先月末、大学生らの経済支援に関する報告書をまとめた。有識者会議

選択を奪われた「経済的徴 層にとっては、兵士以外の らざるを得ない貧困層が多 む米国では、この制度に頼 貧困層が占めている。貧困 兵制」なのだ。 三浦まり・上智大教授 結果的に兵士の多くを

い」と解説する。 制を取るが、貧困層の若者 が兵士になる例が非常に多 状について「米軍は志願兵 米政府が奨学金返還を肩

コースの追

○兵役はどうあるべきか?兵士に必要なのは、カネより愛国心(=意欲)か?(ジャッキー)動機は愛国心であるべき・傭兵は×(フィリップ)傭兵は優秀さにおいて変わらない

志願制(実は給与制)の問題点

- (1)世の中に不平等がある場合、経済的動機により行かざるを得ない人々がいる=強制⇒社会の背景における不平等が人々が自分の労働を売買する際どのように自由を阻んでいるのか
- (2) 兵役は単なるサービス業ではなく 愛国心が必要かつ市民の義務であるから、 義務や権利を市場で割り振るべきではない ⇒市民としての義務とは何か←同意がなくても 課せられるのか? 同意は不要?
- ○自由市場における契約と兵役を考える どのような場合は契約の成立に問題?

a.同意の内容に問題 (①強制がある場合 ②事前に□□がない場合 b.同意で成立させるべきではない事例

L.10 母性売り出し中

○妊娠・出産・生殖に関わる領域の市場の役割は何か?

例:ハーバード大学学生新聞の広告

卵子提供者の条件

◇知的・運動神経が良い

◇身長 175 cm以上

◇SAT (大学進学適正試験) スコア1400以上

報酬は5万ドル 経費は別途 全額支給

※精子提供者(別の営利企業)

 \diamondsuit 180 cm・大卒・茶色い目・金髪・えくぼがある報酬は 1 回 75 ドル週 3 回で月 900 ドル

○卵子や精子は売買されるべきか、されるべきではないか?

※ベビーM 訴訟:ウィリアムとエリザベス・スターン夫妻 妻の医学的事情で出産は困難 不妊治療クリニックで

メリーベス・ホワイトヘッドと代理母契約

29歳・2児の母・清掃作業員の夫

契約内容は、ウィリアムから1万ドル+必要経費 ウィリアムの精子で人工授精、出産後の引渡し(養子契約)に同意 (営利目的の代理母の契約)

> ⇒その後気が変わり、引き渡しを拒む (実際には連れ去り事件を起こす) ニュージャージー州の法廷に持ち込まれる ↓

> > 金を提供すれば母になれるのか?

○学生の意見

*パトリック

(契約を守るべき)大人で、つまり判断能力があり強制されていないから。 *エヴァン

(守らなくてよい)生まれるまで、愛することを知らなかったから事前に 情報を得て判断していない→契約を撤回できる

*アナ

生物学上のきずなは契約上のきずなより強い

*キャスリーン

代理母や養子縁組は合法的・子供に値段を付けられる

*アンドルー

非人間的・誰かの生物学上の権利を買っている ある種の幼児売買では?

*ユリア

精子バンクの実情からみて、精子を売ることと赤ん坊を売ること、 代理母は全く異なるサービス

代理母が費やす時間は10か月⇔精子提供はポルノを見ながら紙コップ ⇒「きずな」の違い・労力の違い

*サンデル教授

これは営利目的の代理母なので、幼児売買と比較しかし精子提供と比較することも可能

※法によりこの契約を強制すべきか?

反対の立場:(1)同意に瑕疵があった

瑕疵のある同意は、強制によっても 情報の欠如によっても起こり得る

(2)非人間的

下級裁→この契約には法的強制力あり

最高裁→ " 法的強制力なし

(1)「母親は子どもとの絆の強さを知る前に、変更不可な契約をさせられている。

but 彼女は完全な情報を与えられて決断したのではない。 なぜなら、赤ん坊が生まれる前には、最も重要な 意味において、情報は与えられていないからである。」

⇒契約・合意に瑕疵があった

(2)「これは、子どもを売るのと同じ。

少なくとも、母親の子どもに対する権利を売るのと同じである。 参加者の動機となったものがどのような理想主義であれ、 利益を得るという動機が優位となり、最終的にはこの取引を

支配している。」⇒営利目的の代理母と認定

しかし、親子の愛情を禁止したり、法で罰することはできない *不倫(姦通罪)が刑法から消えたわけ

⇒世の中には金では買えないものがある

人の価値は金では判断できない

※ベビー**M** 事件の詳細は、例えば下記サイトにあり <u>Baby M [ベビーM事件] (arsvi.com)</u>

契約内容は以下のようなもの。妊娠したら薬をいっさい飲んではいけない。羊水診断を受け、胎児に障害があれば中絶すること、その場合は報酬はなし。流産・死産には千ドル、健康な子が生まれたら一万ドルを受け取る。出産後、ただちに養子契約にサインし、親権を放棄する。二年以内に妊娠しなかったら、報酬はなし。

※ただしこの契約内容にある、障害がある場合の中絶は日本では不可

【日本における人工妊娠中絶の問題点】

(ベビーM 契約内容の障害を理由とした中絶)

(1)日本では、障害を理由とした人工妊娠中絶は認められていない

◎根拠法は母体保護法

「第1条 この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。」

「第14条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の 指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する 者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことが できる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が<u>身体的又は経済的理由により</u>母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。」
 - ◇ちなみに配偶者とは、第三条で「配偶者(届出をしていないが、事 実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)」

(2)配偶者の同意を絶対化することで、いびつな犯罪が起こったり、二次被害が生まれる。

例:a.弁護士ドットコム「性暴力による中絶「加害者の同意は不要」厚労省が 見解 24年ぶり通達改正も残る課題 2020/10/23 14:54」

https://www.bengo4.com/c 7/n 11890/

b.朝日新聞「妊娠伝えたら LINE は途絶えた 公園で出産した母の涙 山本知佳 2021 年 6 月 17 日」

https://digital.asahi.com/articles/ASP6H43T1P50OIPE01R.html

【出産と生殖の市場領域への拡大に反対する理論とは】 A.契約はあった。しかし守らなくてもよい場合がある。

B.非人間的であるから許されない。

- ○契約を守らなくても良い場合とは
 - (1)同意するよう強制されたり、圧力をかけられた場合
 - (2)十分な情報を与えられていなかった場合 実の子を産んだ経験があっても、金のために出産して子どもを

手放すのがどのようなものか知りえない。

○非人間的とは

※エリザベス・アンダーソン

「親として子に感じる愛情がどんなものであれ、それを抑圧するよう 代理母に求めれば、出産を譲渡できる労働に変えてしまう。 なぜなら、出産を、妊娠に対する社会の慣行が正しく奨励している目的、

すなわち子どもとの情緒的なきずなから切り離してしまうからだ。」

子どもとの絆とは特定の人物に対する愛着

つまり、母親が自分の産んだ子どもを愛することを、 法や裁判で禁止したり罰することができるのか?

* 売春防止法

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

- ◆人間の尊厳とは、本人の資質と交換しなくとも与えられる愛情が不可欠 子供は有用だからではなく、無償の愛情によって 育てられるべき
 - ◆功利主義では、効用の度合いが金額で測れる しかし、子供や愛情は金で価値判断できるものではない ○出産の価値・母の子に対する愛情の価値
 - ⇒ ある種のものは、オープンに利用したり、そこから利益を 得るものではない。

ある種のものは、他人や社会が利用できなくても (=金で買えなくても)価値がある

※セシル・ジェイコブソン事件

患者に偽って自分の精子を使った詐欺疑惑。概要は例えば以下のサイト セシル・ジェイコブソン・Wikipedia

<u>医師が自分の精子で 49 人の父親に。不妊治療スキャンダルはなぜ頻発する? | 女子 SPA! (joshi-spa.jp)</u>

患者に嘘をつき、外部からの精子提供をうけず、たった一人の精子提供 者によって不妊治療を行う

15~最大 75 人の父親に?

※エレン・グッドマン(コラムニスト)

父親の価値について

あなたが父親として何をするかが重要であって 何を提供するか(金や精子)ではない ⇒父親とは父親としての無償の愛情を注ぐものである

- (1)社会に有用な存在だけが人間の価値ではない
- (2)交換・利用可能なものだけが価値あるものではない

↑ その評価方法は?(愛・尊敬・名誉・感謝・畏敬…)

効用の大きいものが より崇高で正しい

 \Leftrightarrow

人間の価値は効用や 金額では決まらない

第6回 動機と結果 どちらが大切?

L.11 自分の動機に注意

- ※ドイツの哲学者イマヌエル・カント(1724-1804)
 - 16歳でケーニヒスベルク大学進学
 - 31歳で初めて大学講師の職
 - 57歳でようやく最初の主要作「純粋理性批判」
 - 彼の主要なテーマ…(1)自由とは何か、
 - (2) 道徳性の最高原理とは何か?

すべての個人(人間)は、尊敬に値するある種の尊厳を持っている 理性的な存在である

- ○我々は皆、広告などに操作された「作られた」欲望の奴隷ではないのか?ある炭酸飲料会社の広告 =「渇きに従え!」→自分で選んでいない 自由ではない
 - →私たちはその炭酸飲料を自由に選んでいるのか?

自由とは望むことができることではなく 自由に行動し、選択する能力がある状態をいう

目的のための手段としてではなく、目的自体のために目的を選ぶ (渇きをいやすために飲む) (子供を助けたいから助ける)

⇔他律(ヘテロノミー):自分自身で選んだのではない

傾向性(本能=「欲望」)に従って行動すること

※傾向性:本能的な衝動や欲望

自己保存の本能

◆カントの自由の概念

自由 ⇔ 必要

自由に行動すること=自律的に行動すること≠必要に迫られる

=自分自身で与える法則に従って行動すること (必要や欲望という外的要因から離れる)

=自律

自律とは、原因と結果の法則に従うことではない

※ボールが落ちるのは 重力の法則に従っているだけ 自然は因果によって支配されている それは自律(自分で選んで)ではない

《哲学思想の対比》

○ジョン・スチュアート・ミル(功利主義者)

「正義を守り、人の尊厳を尊重すれば、長期的には人間の幸福を最大化できる」

- ○カントの視点からは、例えそれが真実で、計算上うまくいったとしても、 功利主義者は間違った理由で正義と権利を守り、人を尊重している。 それは、道具的な理由のため
 - 「人を目的そのものとして尊重せず、手段として使う功利主義は間違っている」
- ○ベンサム「苦痛と喜びは私たちの最高の支配者である」⇔カント「苦痛と喜びの能力以外に、理性的な能力をもつ」行為の分類

カント① 正しい行為
②正しくないが、やって良い行為
③正しくなく、やってはいけない行為功利主義では
正しい行為
(ベンサム、ミル)

善意は、その結果や成果のために 善いものになるのではない。それ自体が善いものなのだ。

最善の努力をもってしても何も達成しない場合でも、 善意はそれ自身が全(まった)き価値を持つものとして 宝石のように光り輝く。

○何が行動に道徳的価値を与えるのか?

カントの道徳性の理論

「行為の道徳的価値は動機に基づく」

(正しい行いは、正しい理由によって為されなければならない) 「善意は、その結果や成果のために善いものになるのではない。 それ自体が善いものなのだ。最善の努力をもってしても何も達成 しない場合でも、善意は、それ自身が全き価値を持つものとして、 宝石のように光り輝く。」

⇒行為に道徳的価値を与える唯一の動機は義務の動機

義務⇔傾向性(欲望・偶然・好み等)

|人間=動物(傾向性) $+ \alpha$ (道徳的義務感?)|

.[.

行為に道徳的価値を与えるのは、正しい理由でなされた場合のみ ※お釣りをごまかさない店主の話

> お釣りをごまかさない理由は、噂になり客が入らなくなることを 恐れるから

> > それは道徳的行為か? カントはNOという⇒動機が私利私欲だから (傾向性に基づく)

○自殺は正しいか?

自分の利益のために自分を道具(手段)にする行為は道徳的でない

l ↑

我々には自分の命を保つ義務がある

○商事改善協会の広告

「正直は最善の策、そして最も有益なもの」 真実と公開性、公正な値段による取引は必ずうまく行く ※正直な取引の根拠は、利益を上げるため (←正しくない)

- ○アマディー[学生]からの2つの疑問
 - (1) 道徳的になろうという動機は、道徳的に正しいのか?

[サンデル教授]道徳法則に従うためには、何らかのインセンティブ※が必要 ※人の意欲を引き出すための刺激・報酬 道徳法則に対する敬意を持つためという動機は 行為に道徳的価値をもたらす

(2) 道徳が自律的であるなら、それが単なる主観でない根拠は? [サンデル教授]自律的に行動=自分自身に与える法則に従って行動 =原因と結果の方法や自然法則から逃れる方法 ならば、

> 私が義務から行動している時自分自身に与える法則が、 アマディーが自分自身に与える法則や、 他人の法則と同じだという保証は何処にあるのか?

それについては、次のように考える

「私たちは皆、自律的な存在として自分に法則を与えるが、そこへ導く理性は1つである。」

純粋実践理性…特定の目的とは無関係に

アプリオリ(無前提)に法則を制定するもの

L.12 道徳性の最高原理

- ○イマヌエル・カント
 - ⇒著作「人倫の形而上学の基礎づけ」における取り組み
 - { 1. 道徳性の最高原理は何か
 - 2. どうすれば自由は可能になるか
- 1. 道徳性の最高原理は何か

行為の動機(私たちは何に基づいて行為するのか) ⇒ただ一つ、「義務」のみ…正しいことを正しい理由でする

- ※道徳的とは…義務のため自律的な判断で定言命法に従う
- ※用語 ①命法…しなければならないこと
 - ②格率…人がそれに従って行動する原理・原則
 - ③定式…命法のチェックリスト

カントの3つの対比、あるいは二元論

- (1)動機【道徳性】: 義務 VS. 傾向性(欲望や好み、利益の追求)
 - ◇傾向性の無い行為はあるのか?

本当に道徳的な行為は義務にのみ基づくのか?

※スペリングコンテストの優勝者アンドリュー(13歳) 最後の単語「エコラリア」のつづりを言い間違えたが、 審判の誤判で優勝

審判に、自分はスペルを間違えたので勝利に値しないと言う [スペルを間違えたスペリングコンテストの英雄]

なぜ言ったのか? 「自分が嫌なやつだと思いたくなかったから」 ↓

カントから言えば、道徳的な行為なのか?

[バッコ] それが告白の決定的な理由か一部の理由かによるのでは? [ジュディス] 複数の動機を持つ場合、そして義務が絡む動機は、 行為に道徳的価値を与えるのではないか? ◎複数の動機がある場合は、正しくないかどうか 義務から生じる動機以外に動機があっても それが動機そのものにならないかぎり、問題ない ⇒義務が絡む行為は、行為に道徳的価値を与える

(2) 意思の決定【自由】: 自律的 VS. 他律的

◇人が自由なのは、自律的に意思を決定するときだけ =自分に与える法則に従う時だけ 私たちに自律としての自由の能力があるなら 押しつけられる法則ではなく自ら与える法則に したがって行動できるはず

しかしその法則はどこからくるのか?⇒理性

自然の支配・傾向性・状況から独立した判断を下す

理性はどうやって意思を決定するのか? (理性は2種類の命令を出す)

(3) 命法【理性の命令】: しなければならないこと

定言命法 VS. 仮言命法

○仮言命法…道具的理性: X が欲しいなら Y をする 目的に対して手段を選ぶ理性(=合理的判断) ※店の評判を良くしたいなら、客の釣りをごまかすな

「もし行為が、単に別の何かのための手段としてのみ善いのであれば、<u>命法は仮言的である</u>。行為がそれ自体において善いと示され、それゆえ、それが理性と一致している意思のために必要であるなら、命法は定言的である。」

○定言命法…それ以外の目的に言及したり依存しない 無条件

自律的な意味で行動するためには、定言命法で行動しなければならない

定言命法とは何か 道徳の最高原理とは何か それらは私たちに何を命令するのか

○定言命法の3つの定式(※このビデオ番組では2つまで)

(1)普遍的法則の定式

「同時に、普遍的法則となることを意思しうるような 格率にしたがってのみ行為せよ」

※格率…人が、それに従って行動する原則、原理

◇約束を守ることについて

今、100ドルが必要だが、返せる見込みはない

「100 ドル貸してくれないか?来週には返すから」(うその約束)

- ⇒定言命法かどうかは、普遍化(一般化)すればわかる お金が必要な人は、全員、うその約束をするかどうか (うそが一般化されれば、誰も約束を信じなくなる)
- ⇒普遍化はテストである(つまり理由ではない) 自分の利益や要求を優先させていないか確認するため

(2)目的としての人間性の定式

《定言命法の根拠は、特定の利益や目的にあってはならない。 なぜなら、そうするとそれが目的の持ち主だけに関係するもの になってしまうからだ。》

「しかしながら、存在そのものが絶対的な価値をもつもの、つまり<u>それ自体の中に目的を持つものがある</u>と仮定すると、そのものにのみ定言命法の根拠が見いだされる。」

目的をそれ自体の中に持っているもの、とは何か?

=人間

「<u>人間</u>、および一般的に理性的な存在すべては、目的自体として存在し、誰かの意思を恣意的に使用するための手段として存在するのではない。」

⇒人とモノは区別される

《理性的な存在とは、人間である。人間は、単に相対的な価値を 持っているのではなく、絶対的な価値、内在的な価値を持って いる。理性的な存在は尊厳を持っており、彼らは敬意と尊敬に 値する。》

「君の人格にも、ほかのすべての人の人格にもある人間性を、単 に手段としてのみではなく、常に、同時に目的として扱うよう 行為せよ。」

> ⇒理性的な存在としての人間は、自分自身の中に目的が あり、単に手段として自由に使用することはできない

※うそは相手を手段として使う=尊厳の否定

◇自殺に反対する義務の例:殺人と自殺は定言命法に逆らう { 殺人は、相手の命を自分の目的のために奪うこと 自殺も、自分の命を自分の目的のために奪うこと

《私たちは理性的な存在を使い、人間性を手段として使うことで 人間を、目的そのものとして尊重することに失敗している。 理性の能力や尊厳に値する人間性は、尊厳の根拠であり、 そのような人間性と理性の能力は、我々に無差別に備わって いる。》

> 自殺は、自分自身の人格の尊厳の侵害 殺人は、他人の人格の尊厳の侵害

> > ⇒道徳的には同じこと ⇒道徳法則の普遍的な性格に関連

《私たちが他の人を尊重しなければならない理由は、彼らの個人的な特徴とは 関係がない。だからカント派の尊敬は、愛・同情・団結・仲間意識・利己主義と は異なる。愛や、他人を気にかける特定の美徳は、相手の個人としての具体的な 特徴に関係する。しかしカントにとって尊重とは、普遍的な人間性、普遍的な理 性的能力に対する尊重だ。従って、自分自身の人間性を侵害するのは、他人の場 合と同じように好ましくないことなのだ。》

《私たちは、自分たちの目的やプロジェクト、利益のために他人を使うとき、彼らの尊厳を尊重するやり方で接すれば、何も問題はない。彼らを尊重するということの意味は、定言命法によって与えられる。》

第7回 嘘をつかない練習

L.13 「嘘」の教訓

- ○イマヌエル・カント著作「人倫の形而上学の基礎づけ」
 - 1. 義務と自律はどうすれば両立できるか
 - 2. 義務に応えるということにおける重要な尊厳とは何か

義務と自律は対立しているのか?

カントによれば、自律しているのは義務による行為のみ それが自由なのは、道徳法則を受け入れることを 強制ではなく、自分で選択しているから

⇒自律とは自分で自分に課しているものだから

※私に尊厳があるのは、その法に従っているからではなく その法に従うと私が決めたからだ

人は両方の世界に属している

「我々が自分自身を自由だと考えるとき、我々は叡智界の一員として 意思の自立性を認識する。」

⇒道徳性は経験的なものではなく、普遍的である

「嘘をつくことを完全に禁止するのは間違っている。それが正しいはずがない。」(ベンジャミン・コンスタン)

※友達があなたの家(クローゼット)に隠れていて、その友達を殺そうとしている人が玄関にやって来た。友達は家にいるのかと尋ねられたあなたは、嘘をつかずにどう切り抜けるのか。

《殺人犯は、真実を告げられるのに値しない。←コンスタン》 《帰結を根拠に入れると、定言命法に例外を設けねばならず、道徳の 枠組みをあきらめねばならなくなる。←カントの反論》

※嘘をつかず、かつ友達を売り渡さないで済む方法はあるだろうか? ⇒誤解を招くような言い方で述べられた真実で切り抜ける 「あからさまな嘘」と「誤解を招く言い方で述べられた真実」 には違いがあるのかどうか

- (1)「嘘も方便」という例を考える
 - 誰かからネクタイを貰った。しかしひどい代物
 - ⇒「こんな、ネクタイは見たこともないよ! ありがとう」
 - ⇒気を使ってくれなくても良かったのに
- (2)政治家でこのテクニックを使ったのはビル・クリントン元大統領 記録ビデオ(1998.1.26)クリントン大統領

国民の皆さんに言いたい。ルインスキーさんと<u>性的な関係</u>を持ったことはありません。誰にも一度も嘘をつけと言ったことはありません。疑惑は誤りです。

⇒セックスをしていないとは言っていない

《誤解を招くような真実は、嘘や偽りとは違い、義務に対してある種の敬意をはらっている。》

⇒義務に対して敬意を払う行為は、言い逃れを正当化する

《<u>慎重に表現を選んだ言い逃れには、道徳法則の尊厳への一種の敬意があ</u>る。そしてその敬意は、あからさまな嘘には存在しないものだ。》

L. 14 契約は契約だ

- ○カントの政治理論
 - ⇒《ある種の社会契約から、法はただ発生する》

「権利の原則を生み出す契約は、単なる理性の理念である。しかしそれは、疑いのない実践的な現実を持っている。それは、すべての立法者に法を起草する際、その法が国全体の統一意思によって生み出されたかのように起草するよう義務付けることができる。」

仮説的契約の効力とは何か?

○ジョン・ロールズ (1921~2002) …アメリカの政治哲学者。1964 年からハー バード大学の教授を務める。1971 年に『正義論』を刊行。

(1) 功利主義を批判

「人間は、正義に根ざす不可侵性を持ち、社会全体の福祉でさえこれを侵すことはできない。正義により守られたその権利は、政治的な交渉や社会の利益の計算

に左右されることはない。」

(2)正義の原理は、現実の契約ではなく仮説的な社会契約から導かれる

 \uparrow

無知のベールにより解説

※誰もお互いに年齢、性別、人種、知性、強さ、社会的地位、富、 宗教、そして人生の目的さえも知らない、<u>仮説的な原初状態</u> ⇒その場合にのみ、合意は正しい

- ○現実の契約の道徳的な効力
 - (1)いかに私たちに拘束ないし義務を負わせるか
 - { a. 同意に基づくもの→自律
 - b. 便益に基づくもの→相互性

☆ロブスターを 100 匹取ってくれば、100 ドル払うという契約 出かける直前に電話で契約解除は有効か?

(2)契約が生み出す条件をいかに正当化するか ⇒同意があるというだけでは正当化されない (=カント、ロールズ)

- b. 同意の事実は、義務があることの必要条件でさえない
 - ⇒ 同意がなくても、相互便益があれば義務は発生し得る

 \Leftrightarrow

- ○デービット・ヒューム(1711~1776)…イギリス・スコットランドの哲学者
- ○現実の契約が有効になるために必要なものとは?

{ 同意による義務(自律すなわち同意の公正) 利益による義務(互酬性すなわち利益の公正)

※少なくとも契約を結ぶ当事者が、同じ程度の知識を持ち、 同じ程度の利害関係があるならば有効

⇒そのためには無知のベールが必要

《平等な人々の仮説的な契約だけが正義の原理について考える唯一の方法》

第8回 能力主義に正義はない?

L.15 勝者に課せられるもの

○分配の正義について

正義の原理は、仮説的契約から最もうまく導かれる

- ⇒ 無知のベールの背後の原初状態において実現
- …お互いに年齢や性別、人種、社会的地位などを 知らない状態

ここで、人々が選ぶ原理とは?

- ◇人々は最悪の状態を回避しようとする。
 - ①自分は全体のために犠牲となる少数派かもしれない
 - →自らの基本的権利と自由を経済的利益と交換しない
 - ②自分は自由競争の敗者かもしれない
 - →社会的・経済的不平等を最小限とするべきだ
- (1) 功利主義の原理(最大多数の最大幸福)を選ぶか?

ベールが上がれば、私たち一人一人が尊重されたいと思うから

⇒功利主義を拒否し、平等な基本的自由を選ぶ

…言論・結社、思想・良心、信教の自由等 《功利主義は人格の違いを忘れる、あるいは重要視しないという 間違いを侵している←ロールズ》

☆自らの基本的権利と自由を いかなる経済的利益とも交換しない

(=平等な基本的自由)

⇒第1の原理

…公正な機会均等の原理

人々は消極的自由に対する平等な権利を持つ この権利は他者の自由と両立しうる限り 最大限広範囲に認められる

☆格差原理に同意すること

⇒第2の原理

…最も恵まれない人々の便益になるような社会的・経済的

不平等だけが認められるという原理 (社会福祉を正当化する最も有力な理論)

無知のベールの背後では、格差原理だけが正義にかなう

⇒義務であり、正義であることが重要 正義であるから、結果にかかわらず 実現しなければならないという意味

社会主義のような完全平等ではなく、格差は残るが、最底辺の人々にとって意味のある格差でなければならない。

条件つき社会的・経済的不平等の承認

※インセンティブ…人の意欲を引き出すための刺激、報酬

(2)人々は賭けに出るのではないか?

《所得や富、機会の分配は恣意的な要素に基づくべきではない》

○封建的貴族社会との比較

封建社会が明らかに間違っているのは、

人間の将来が生まれによって決まる点

⇒キャリアは才能に対して開かれたものであるべき しかし形式的に機会の均等が与えられるだけでは不十分

公正な機会均等=能力主義?

「それは依然として、富と所得の分配が自然が分配した能力と才能によって決定されることを許容している」(ロールズ)

→<u>能力主義システムを超える必要がある</u> どうやってそれを超えるか? ハンディキャップ?…競争の本質を破壊する

平等な立場に立たせて競争する必要はない 能力のあるものが能力を発揮するのはよい 分配にのみ配慮すべきである=格差原理

○ビル・ゲイツやマイケル・ジョーダンは格差原理のもとにおいてのみ、多額の金を稼ぐことを許される

「恵まれた者は、恵まれない者の状況を改善するという条件でのみ、その幸運から便益を得ることが許される。」

◇道徳的な観点から見たとき、人生における所得と富と機会が、恣意的な要素に 基づいて良いのだろうか? (⇒ロールズが市場社会に突きつけた挑戦)

ロールズの道徳的な反論:

所得や富、機会の分配は、恣意的な要素に基づくべきではない

※恣意的=当人の意思・努力によって選択できないこと ex. 封建的貴族社会の否定

L.16 私の報酬を決めるのは…

〇ハーバード大学の聴講学生の75~80%が第一子(長男・長女)という結果 収入・富・機会などの分配の正義を考える上で、なぜこれが重要か?

◇分配の正義の理論

- 1. リバタリアン … 自由市場システム(自由取引) 形式的な機会の均等を背景に 仕事やキャリアが誰に対しても開かれている
 - ⇒ 貴族社会やカースト制からは進歩 (ロールズ)
 - ⇒<u>しかし公正な結果にはならない</u> 裕福さや善い教育(生まれ)は偶然の産物だから
- 2. 能力主義 … 公正な機会の均等システム ⇒能力は恣意的に与えられる場合が多い
- 3. 平等主義 … ロールズの格差原理

 ⇒生まれつきや能力の格差を修正する唯一の方法は
 最も恵まれない人が便益を与えられるという
 条件においてのみである

=条件つき不平等の承認

※私たちの社会のおける賃金格差を考える アメリカの平均的な学校教師の年収は、4万~4万2千ドル デイヴィット・レターマン(コメディアン・司会者)は 3100万ドル

これは公平か?

- ※それが公平かどうかは、レターマンの3100万ドルに課税され、その収入のいくらかが、最も恵まれない人の便益に使われるような、社会のしくみがあるかどうかによる
- ※サンドラ・ディ・オコーナー (アメリカの元最高裁判事) は20万ドル以下 ジュディ (元家庭裁判所判事) は、2500万ドル これは公正か?
 - 格差原理のシステムがあるかどうかによる
 - ⇒格差原理への反論

(1) インセンティブはどうなるのか

最も恵まれない人々のインセンティブを考慮する対策が必要 その上での賃金格差といくらかの税率の修正を認める (経済全体への効果という観点からではない)

インセンティブは、経済全体への効果の観点からではなく 最下層の人々の幸福、すなわち福祉の観点から 考えることが重要

※最下層の人々のインセンティブの維持が要点

「生まれながらに有利な者は、より才能があるというだけの理由で便益を得るべきではなく、訓練と教育の費用を賄い、恵まれない者たちの助けになるように、その資質を使うべきである。」(第17章)

⇒インセンティブを持つことはできる 金持ちから税を取りすぎて、最下層の人々に害を与える 結果になれば、税率を調整することができる

(2)努力はどうなるのか

彼はそのために努力したのだから、稼いだものに対する権利 があるはず(努力と道徳的な対価という考え) ⇒能力主義からの反論

※努力を対価の根拠にする?

自分の才能を発展させるために一所懸命に働く人は その才能を行使することで得られる便益に値する

(ハーバード入学者の多くが第一子であることから) 私たちは自分の努力で第一子に生まれたのではない 反論 1: 勤労倫理や頑張る意欲でさえ 自分の功績だとは主張できない (=家庭環境や文化的社会的偶然性によって決まる)

反論 2:努力を引き合いに出す人は 努力に道徳的価値があることを信じていない

*例として二人の建設労働者

一人は力が強く汗もかかずに1時間で壁を作る 他の一人は小柄でやせていて、3日もかかる 上彼は頑張っているからもっと対価を貰うべきか?

結局のところ、能力主義とは?

能力 = 才能 + 努力

(恣意的) (それに価値はないし、やはり恣意的)

つまり、分配の道徳的根拠は 努力ではなく貢献である

 \downarrow

貢献は、生まれながらの才能に基づく部分が大 分配の正義は、道徳的な対価とは無関係

(3) 自己所有はどうなるのか

他人の生まれながらの能力や資質を共有資産のように扱う事 によって、自己所有を侵害するのではないか ⇒リバタリアンによる反論

※アメリカの経済学者、ミルトン・フリードマン (1912~2006) 『選択の自由』

「人生は公正ではない。人は、政府が自然(=才能や資質)の引き起こすことを 修正できると信じる誘惑に駆られる。」

> ⇒それを修正しようとするには、結果を均等にしなければならない 皆が競争で同時にゴールしなければならず、最悪のこと

> > \Leftrightarrow

※『正義論』(ジョン・ロールズ)による反論

「(才能や資質という) 自然の分配は正義でも不正義でもない。人が社会のある特定の地位に生まれるのも不正義ではない。これらは単なる自然の事実である。正義や不正義は、制度がこういった事実を扱う方法にある。」(第 17 章)

⇒人生は不公正だが乗り越えろ、そして少なくともそこから出る便益

を最大化できるかみてみようという答え

 \Leftrightarrow

※アメリカの哲学者、ロバート・ノージック (1938~2002) ロールズ『正義論』への反論で知られる リバタニアリズムの代表的論者

誰もが良い教育を受けられるように、競争を同じスタートラインから始められるように、就学前教育プログラムや公立学校を作ることは良いことかも知れない。しかし公立学校を作るために、彼らの意に反して課税すれば、それは強制になる。公立学校を作るために、レターマンの3100万ドルの一部を税金として取れば、それは盗み(強制)になる。なぜなら、私たちは自分自身を、才能や資質を所有する者として考えなければいけないからだ。でなければ、私たちはただ人々を使い、強制することに戻ってしまう。

 \leftarrow

◇ロールズは自己所有の考えに直接言及してはいない but 格差原理についての道徳的な側面からは 私たちは自分自身を完全に所有していないのではないか?

> →しかしそれは、国家が私たちの所有者であるという 意味ではない

なぜなら、無知のベールの背後で私たちが合意する

第1の原理は、平等な基本的自由の原理

言論・宗教・良心の自由

1

自己所有の考え方は、唯一、 次の点において譲歩しなければならない

※私たちは、自分の才能を市場経済の中で行使することで 得られる便益に対して、特権を主張できるかも知れないが それは、自分自身を所有しているからではない

→私たちは自分自身を所有していない

自己所有の原理を使わずとも 権利の擁護や個人の尊重や人間の尊厳を 守ることができる

◇ 道徳的な対価 と 正当な期待に対する資格 の違いは?

例:偶然のゲームと技能のゲーム

*マサチューセッツ州の宝くじを購入して当選(偶然)

- →賞金に対する資格を持っている
- →but 道徳的にふさわしいからではない

*レッドソックスがワールドシリーズで優勝(技能) →トロフィーをもらう資格がある →しかし、勝利にふさわしいかも問われる

分配の正義は、道徳的な対価ではなく、 正当な期待に対する資格の問題

ロールズの正義論の帰結:分配の正義は道徳的対価とは関係がない

「公正なしくみは、人間の持つ資格にこたえ、社会制度に基づいた人間の正当な期待を満足させる。しかし、彼らが持つ資格は、彼らの内在的な価値に釣り合うものではなく、あるいはそれによって決まるものではない。」

「基本的な構造を規定する正義の原理は、道徳的な対価とは関係ない。そして、 分配の量が道徳的な対価と対応する傾向もない。」

※ロールズは、なぜ区別するのか?

- 1. 努力との関係 (=無関係) を明確にする
- 2. 才能について:自分の才能をたまたま重んじる社会に 生きているという偶然性
 - *レターマンの才能を高く評価する社会において 彼が生きているという事実は、努力の結果ではない *努力も才能も偶然である
- ※その人の才能が市場経済で何を得るかについては、 社会の人々が何を望むかによって決まる ⇒需要と供給の法則であり、「私の行い」ではない

貢献とみなされるものは、社会が偶然重んじるものの資質で決まる

*ハーバードの学生は、偶然にも社会の要求するもの を提供できる資質を持っているに過ぎない ☆資本家の社会では起業家精神を持つ事が役立つ ☆官僚的な社会では上司とうまくやることが役立つ ☆大衆民主主義社会では、テレビ写りの良いことや 手短に表面的な話をすることが役立つ ☆訴訟社会では、ロースクールに行き、その試験で うまくやることが役立つ

 \uparrow

いずれも、努力とは関係がない

(狩猟社会では成功できない)

⇒しかしそれは、別の社会において その人の価値が下がることを意味しない

「私たちは、自分の才能を市場経済の中で行使することで得られる便益に対する資格を持っている。しかし私たちが偶然持っている資質を、偶然重んじる社会において、自分たちがふさわしいと考えるのは間違いであり、うぬぼれである。」

【レポート題】多くの場合、才能があるにも関わらず貧しい子供は親にお金がないため、いい学校に通ったり個人レッスンを受けたりすることができない。裕福な親を持つ子供と比較し、貧しい子供は自らの才能を伸ばす機会が少ない。ロールズの正義論によれば、なぜこれは不公正なのか?

回答:なぜなら、貧富は恣意的だから。

◇疑問:エリート大学の学生になるための分配の正義は?

エリート大学の学生になることは、努力に値する名誉であり、

報酬か?

その機会や名誉は、正当な期待に対する資格か? それとも、社会の最下層にいる人々の便益にならなければ 正当化できない資格なのか?

第9回 入学資格を議論する

L.17 私がなぜ不合格?

ロールズの主張についてさらに追及

- ○道徳的な対価と、正当な期待に対する資格の間に引いた区別
 - 2つの異なる主張について考える
 - ⇒分配の正義は、道徳的な対価、つまりその人の美徳に報いるための ものと考えることは間違いである
 - = 正義は道徳から分離すべき
- ○道徳的な対価と分配の正義の関連を収入以外の方面で考える

義務論の限界(1)

- ◇レガシー・アドミッション 親と同じ大学への進学を希望する者が有利になる制度 →社会的には廃れつつある
- ◇アファーマティブ・アクション
 - =積極的差別是正措置/主に人種的少数派を利する。→学生の賛否はきれいに割れた。

格差是正措置を支持する論拠

- 1. 是正 教育的背景の格差を是正するため
- 2. 償い 過去の過ちを償うため *今回は議論しない
- 3. 多様性 教育的経験のため 社会全体のため

裁判で重視されたのは多様性の論拠である

①バッキ訴訟(1978)におけるハーバード大学の意見書 「我々は多様性を重んじる。学術的な優秀さがハーバード大学 入学審査の際の唯一の基準だったことは過去に一度もない。」

「優秀な成績を期待できる多数の志願者を審査する際、人種はプラスに働く。それはアイオワ出身であることや、優秀な

フットボール選手やピアニストであることと同じだ。」

「アイダホの農場の少年は、ボストン出身者にはできない 何かを大学にもたらす。同様に、黒人学生は白人学生には できない何かをもたらす。

全学生の教育的経験の質は、それぞれの学生に固有の背景の 違いや、ものの見方の違いに負うところも大きい。」

→学生の教育的経験のため多様性は必要

②ホップウッド訴訟(1996)におけるテキサス大学の主張 「我々はテキサス州および国全体の市民的な強みとなる弁護士、 裁判官、指導者、公務員を育成しなければならない。」

→社会全体の利益(=大学の使命)のため多様性は必要

次回→大学の目的と入学資格の分配について議論を深める

L18. 最高のフルートは誰の手に

義務論の限界(2)

※続・アファーマティブ・アクションの是非について

多様性の論拠は正しいか?

- 1. 多様性の論拠は功利主義であり、全体の利益のために個人の権利を侵害している。
 - →「大学に入学する権利」は誰にも存在しない。大学は 自らの使命を定め、それに適合する審査基準によって 入学に値する者を決めてよい。
- 2. テキサス大学のロースクールは 1950 年代の訴訟で 「本学の使命はテキサスの法曹界が求める人材を養成する ことだ。アフリカ系アメリカ人を雇う法律事務所は存在 しないので白人だけに入学資格を与えるのは妥当だ。」 自らの使命を自由に決めるのは問題?

アファーマティブ・アクションは悪意に基づく排除の 制度ではなく、受入拡大の制度である

- 3. 入学資格の分配に、勉学の努力などへの道徳的な対価という 側面があることを(社会的な利益よりも)重視すべきだ。
 - →現代の政治哲学者は、分配の正義を道徳的な対価と切り 離すことが、個人の権利を守るために必要
- ※手強いのは第3の批判

例えば大学の入学資格について、

「あなたは偶然、現在の社会が求める資質を有していたので 入学を許可します」といった扱いを妥当と考える人は少ない

アリストテレス (紀元前 384-322): 古代ギリシャの哲学者 プラトンの弟子 目的論を唱えた

「正義にはふたつの要素がある。ひとつは物、ひとつは物が 割り与えられる人々だ。平等である人々には、平等なものが 割り与えられるべきである。」

「全ての正義は差別を内包する。」

目的論的論法

テロス (=目的、目標) から出発する考え方

◇最高のフルートは、最高のフルート奏者に与えられるべき 音楽を奏でることがフルートの目的だから、 最も多くの金銭的対価を払う者より、最も容姿がよい者より、 最高の演奏者こそ最高のフルートを手にするのにふさわしい

そして最高の演奏には「名誉」が与えられるべき

アリストテレスは分配の正義を道徳的な対価と結びつける⇔ロールズ →<u>目的に適った分配には道徳的価値がある</u>

○アリストテレスは 正義には目的と名誉が必要 と考える

※アファーマティブ・アクションにおいては 義務論ではなく、

道徳的対価に基づく分配の正義と 大学の目的(=多様性の論拠)に関する意見の対立

→これは義務論の限界を意味しているのではないか?

次回→目的論について、さらに検討していく

第10回 アリストテレスは死んでいない

L.19 ゴルフの目的は歩くこと?

目的論(1)

アリストテレスの目的論

正義や制度の議論にはテロス (=目標、目的)の検討が必要。 →人の能力に適合した(目的に適った)分配こそ正義である。

Ex. アリストテレスの政治論

アリストテレスの主張

- ・地位や名誉の分配を重視する。 *現代の正義論では、収入、財産、機会の分配を重視する。
- ・政治の目的は善き生の実現である。
 - *カントやロールズにとっての政治
 - →善、価値、目的を選択する自由を尊重すること
 - *美徳は実践なしに得られない
 - →正しい生き方を身に付けるためには「徳を実践し 善の本質を議論すること (=政治)」が必要である。
- ・統治者の権力と名声の分配基準は目的に適合する必要がある。
 - * 善を追求する集団に最も貢献する者が、政治的統治に おける役割や、ポリスにおける名声を得るべき。
 - *美徳を持つ者を選び名誉を与えることも政治の重要な点。

アリストテレスの言葉 『ニコマコス倫理学』他

「名ばかりでなく、真にポリスと呼ばれるものは、善の追求という目的に献身すべきだ。さもなければ政治的共同体は、ただの同盟に陥る。法は、他人から人間の権利を保障するだけの約束事になってしまう。本来は、ポリスの市民に善と正義を与える規範であるべきなのに。

ポリスは、同じ場所に住む者の集団ではない。互いの不正義を防ぎ、取引を容易にするためのものではない。ポリスの目的と意義は善き生であり、社会生活の諸制度は、その目的のための手段である。」

→生活も経済も安全保障も政治の本質的な目的ではない

「ポリスで生活し、政治に参加することでのみ、我々は、人間としての本質を十分に発揮できる。」

「政治的共同体であるポリスは、自然に発生するものであり、個人に優先する。 時間的に優先するのではなく、その目的において優先するのだ。」

「孤立している者、政治的共同体の便益を分かち合えない者、または自足してい

て分かち合う必要がない者は、獣か神であるに違いない。」

→幸福とは美徳に基づく魂の活動であり、言語能力を活用できる政治的共 同体においてのみ実現する。

目的論は生きている

- ・社会的実践の目的……目的論
- ・名誉に値するべき資質……分配的正義

現代の人間の生や自由など基本的な権利に関する議論では、目的論は排除される。しかし名誉の分配が問題となる場合、現代においても分配的正義を論じる際に目的論を考慮する 必要がある(と大多数の人々が認識する)事例が存在する。

次回→目的論を無視し難い事例を検討する

L. 20 奴隷制に正義あり?

目的論(2)

Ex. PGA ツアーとケーシー・マーティンのカート使用問題
→PGA とは全米ゴルフ協会の略で、アメリカ最高峰の
プロゴルフツアーである PGA ツアーを運営している。
マーティンは足に障害があり、歩行が困難だった。
そこで試合中、カートで移動する条件で PGA ツアー
に参加する権利を求め、拒否した PGA と裁判で争った。

学生たちの判断は割れたが、マーティン派が僅差で過半に。

ゴルフの目的と名誉

- ・ゴルフの本質に歩行が含まれてるかどうかという論点は、 ゴルフが体力の要素が重要な「スポーツ」なのか、主に 技術を競うビリヤードのようなものなのかに関わる。
- 一般に優秀なスポーツ選手は非常に大きな名誉を得る。
- ・歴代の PGA ツアー優勝者はスポーツ選手としての名誉を 自負しており、ゴルフのスポーツ性を護持する PGA の判断を 強く支持した。
- ・最高裁のスカリア判事はスポーツの目的も名誉も否定した。 「ゲームの本質は、娯楽のほかに目的がないことである。 これが、ゲームと生産的な活動の違いである。」 「多くの者は、歩くことがゴルフの特色だと考えている。

マーク・トウェインは、「それは散歩の楽しみに失礼な話だ」といってゴルフを批判した。」

・スカリア判事のような立場は少数派であり、目的論と 結びついた名誉を無視することは現実的ではない。

アリストテレス

正義の議論には、目的と名誉という2つの要素が不可欠。 正義とは、適合させること。→そこに自由の余地はあるのか?

ジョン・ロールズ 目的論によって正義を論じた場合、 平等な基本的人権が脅かされる。

Ex. アリストテレスは奴隷制を支持した。

奴隷制が正義に適うための条件

- 社会にとって必要であること
 →市民が美徳を発揮するためには奴隷が必要である。
- 2. 奴隷にふさわしい人がいること
 - →アリストテレスは、そのような人の存在を認めた。 ただし現実には奴隷にふさわしくない者が奴隷と なっていることを指摘し、批判してもいる。
 - →第2項を現代的に発展させれば、目的論を放棄せずに 奴隷制を否定することができる。よって奴隷制への 批判が即ち目的論を撃つということにはならない。

目的論への反論

- ・物事の目的に関する見解が統一される枠組みがない。
- ・正義や権利や憲法は、特定の善の考え方や、政治的生活の 目的などを前提にすべきではない。
 - →正義の枠組みは見解の不一致を前提として構成すべき。
- ・人が自由であるためには、特定の役割、伝統、慣習に とらわれるべきでない。

目的論とカントやロールズの主張のいずれが正しいか? その判断のために吟味すべき課題:

- 1. 権利は善に優先するのか
- 2. 自由な道徳的主体とはどのようなものか

次回→個人は単独で道徳的主体となれるか

第11回 愛国心と正義 どちらが大切?

L.21 善と善が衝突する時

アリストテレスの「自由」 目的論

- →各自が己の能力を存分に発揮すること……適合
- カントやロールズの「自由」 個人主義
 - →自分が自分に与える法則に従って行動すること……自律
 - →人間は自由で独立した至上権を持った自己 「人間は自分で選ばない限り、 いかなる道徳的つながりにも縛られることはない」

個人主義への疑問:私たちが、個人の権利を認めつつ、 社会的な美徳や道徳も護持しているのはなぜか?

アラスデア・マッキンタイア (1929-) アメリカの政治哲学者 共同体主義 (コミュニタリアニズム) を唱えた。

マッキンタイアの言葉と考え方

自己の物語的観念

「人間は、本質的に物語を紡ぐ動物である。 『私は何をするべきか』という問いに答えるには、まず、 『どんな物語の中で自分の役を見つけられるのか』という 問いに答えてからでないと答えることはできない。」

「私は、単なる個人として善を求め、美徳を実践することは できない。私たちは皆、特定の社会的アイデンティティー の担い手として、周囲とつきあう。私は誰かの息子か娘で あり、どこかの都市の市民であり、この一族、あの民族、この国民に属している。従って、私にとって善いことは、このような役割を生きる者にとって善いことであるはずだ。 わたしは自分の家族、都市、民族、国民の過去から様々な 負債や遺産、期待や義務を受け継いでいる。これらは私の人生にもともと与えられたものであり、道徳的な出発点で ある。それが私の人生に、道徳的特性を与えるのである。」

「私の人生の物語は、常に共同体の物語に深く根づいており、 アイデンティティーはそこから生まれるからである。私は 過去とともに生まれてきた。私をその過去から切り離そう とすることは、私の現在の関係を歪めることになる。」

義務の種類

- 1. 人間性の尊重など自然的な義務(普遍的な義務)
- 2. 同意、契約など自発的な義務(特定の相手への義務)
- 3. 連帯、忠誠心など集団の構成員としての義務

疑問:第3の共同体の義務は本当に存在するのか? それは正義の概念を説明する際に必須の概念か?

Ex. 子は親を選べないし家族契約に同意もしていないが、困窮した老人の中に親がいた場合、とくに親を選んで助けることに道徳的な意味はあるのでは? Ex. WW2 の際、フランス解放のため占領下にある故郷の村を空爆することを拒否した兵士がいた。この行為を賞賛する場合、共同体の義務と説明する他ないのでは?

Ex. 飢饉のエチオピアから難民を救出する際、イスラエル政府は数百人のエチオピア系ユダヤ人だけを救出した。これを道徳的に偏った愛として批判するのは正しいか?

一見すると、親子、地域、民族といった共同体の構成員である(あった)ことが 義務の根源であり、感情的に同意をしやすい例ではあるが……。

共同体主義への3つの反論

- 1. 共同体主義は偏愛であり克服すべきものである。
 - →共同体の義務は集合的な利己主義ではないか?
- 2. 人は複数の共同体に属しており、共同体の義務に従おうとすると、善と善との対立を避けられない。
 - →普遍的な義務と共同体への義務の優先順位は?
- 3. 共同体の義務は暗黙の、あるいは明白な相互性の同意に基づくものであり、 自発的な義務とみなすことができる。
- →自律によらない道徳的義務は否定できる。上記の例はリベラリズムと整合的に説明可能だから許容できる。
- →個人が自発的に政治的義務を自らに課す自由はあるが、 市民が同意なしに負う政治的義務はない。(ロールズ)

L. 22 愛国心のジレンマ

テーマ:愛国心を共同体の義務として認めるか否か?

*愛国心を同意や利益の相互性に基づくものとして正当化するのではなく、 共同体の義務として、同意も利害も無関係に義務として認めるか否か、という議 論である。

批判:愛国心を共同体の義務と認めると、個人の意思を超えた 忠誠心の強要となるのではないか?

擁護:愛国心そのものを全否定するケースだけが問題であり、 共同体の無謬性や言論の封殺を認めるものではない。

批判:共同体の義務がきわめて緩やかで弱いものだとすると、 共同体主義の意義も埋没するのではないか?

批判:共同体の義務が、普遍的な義務や自発的な義務と衝突する ケースについて考えてみる必要がある。

Ex. ルームメイトのカンニングを黙認することをどう考える?

大多数の者が、身近な者の不正を公に訴え出ることはない、という。 だが、その行為の道徳的な位置づけは異なっている。

共同体主義者(上記の例では多数派)

- ・ルームメイトという共同体の仲間を守ることは、より普遍的な道徳に従うことよりも道徳的に正しい。
- ・ルームメイトはお互いに多くの秘密を共有することになる。 このインサイダー情報によって仲間をより大きな共同体で 裁くことは、同義的に許されない。

批判側

カンニングの黙認は道徳的に間違っているが、個人的な利害等を優先して黙認するのである。

Ex. ウィリアム (愛称:ビリー)・バルジャーは、 元マサチューセッツ州議会議長である。彼は殺人他多数の 容疑で FBI 最重要指名手配の 6 歳年長の兄、ジェームズ・ ホワイティ (白髪)・バルジャーの捜査に協力しない。

多数派はビリーを道徳的に正しいとした。

Ex. 南北戦争の英雄リー将軍は、南部の独立に反対の立場 だったが、以下の理由で南軍の将となった。 「私の連邦への献身の全てをもってしても、自分の身内や子ども、ふるさと(バージニア州)を攻撃する気にはなれない。連邦が解体したら、私はふるさとの州に戻り、同郷の人々と窮状を分かち合おう。ふるさとを守る以外に私が剣を抜くことはない。」

共同体主義者 (コミュニタリアン) は、リー将軍の判断が総合的に正しかったかどうかはさておき、賞賛に値する部分があることを認める。

批判:私たちの選択が恣意的なものとならないためには、 共同体の構成員であるという事実だけではなく、 他の要素に基づく判断ができなければならない。

擁護:共同体主義者は選択を否定していない。問題なのは、 その根拠だ。共同体への忠誠心を考慮に値する道徳的 価値あるものをみなすかどうかが問題なのだ。

> *共同体の義務そのものを否定するのか、それとも 認めるのか。否定するなら、利益の相互性など、 共同体に属すること自体ではない理由からのみ、 判断がなされる。だが実際はどうか。多くの者は、 共同体の義務を認めているとはいえないだろうか?

擁護:上記の例ではいずれもより身近な小さな共同体を優先している。 これは原則とみなせるので、道徳的選択の問題に対し共同体主義は 回答を示していると考える。

批判:南北戦争では兄弟や家族が敵味方に分かれて戦う事例も存在した。 共同体主義に原則は存在しない。

共同体主義への懸念

もし共同体主義者の主張が正しく、権利が常に正義と一致するとは限らず、正義は善という概念と一致しているとしよう。

その場合、正義とはただ単に、ある時代の、ある共同体で、たまたま善とされていること、になってしまうだろう。

マイケル・ウォルツァー (1935-)

アメリカの政治哲学者/共同体主義を奉じる

「正義は、社会的な意味に相関している。ある社会が正しいのは、その社会の実質的な生が、その社会 の構成員の共通の理解に忠実な方法で営まれる場合である。」

Ex. 1950 年代のアメリカ南部を描いたドキュメンタリー 「獲得すべきものを求めて」のワンシーン

→黒人差別の伝統が瓦解する中で困惑する白人男性の言葉

→正義が伝統などと結びつくことへの懸念を裏付ける

次回→重要な懸念に対する共同体主義の回答

第12回 善き生を追求する

L.23 同性結婚を議論する

正義と道徳・1

モンテスキュー (フランス 1689-1755)
「本当に有徳な人は、最も遠い他人を助けるためにも、
友人に対するのと同様に迅速に駆けつける。
完全に有徳な人に、友人はいないだろう。」
→普遍的な人類愛を現実の人間の道徳の原理とする
ことはできないのではないか?

共同体主義の2つの立場

- 1. 正義は相対的なものであり、特定の共同体の慣習に従う。
- 2. 正義は非相対的であり、共通善の追求の先に見出される。 ⇔義務論は共通善がないことを前提として自由な選択の 枠組み (=権利) の保障を正義としている。

サンデル教授は共通善を追及する 「正義の議論をする際、善や目的の議論は避けられない。」

国のルールを決める正義の議論を、個人や集団の道徳観念から切り離すことは可能だろうか?

Ex. 同性結婚を国家は承認すべきか?

国家による結婚の社会的承認=社会的な美徳への名誉の分配 意見1 結婚の目的が生殖活動の推奨であるとするならば、 同性結婚に国家が名誉を与える道徳的理由はない。 *個人の自由な結婚への寛容とは両立できる。

- 意見2 同姓婚は平等の観点から認められるべきである。
- 意見3 国家は結婚の道徳的価値に干渉すべきではない。 国家による結婚の承認自体を排するべきである。

次回→正義と道徳は分離可能か、さらに検討する。

L. 24 正義へのアプローチ

正義と道徳・2

グッドリッジ対公衆衛生局の裁判(2003)

マサチューセッツ州最高裁判所

マーガレット・マーシャル判事による判決文

「多くの人は、結婚は男女間に限るべきであり、同性愛行為は 道徳に反するという強い宗教的、道徳的な信念を持っている。同時に多くの人が、同性愛者には結婚する資格があり彼らは 異性愛者と等しく扱われるべきだという、同様に強い宗教的、 道徳的な信念を持っている。どちらの見解も、我々の前にある問題には答えていない。」

「重要なことは、個人の自律性と法の下の平等の尊重である。重要なことは、個人が2人だけの約束を交わす相手を自由に選ぶことである。」

→裁判所はまず義務論的な中立の立場を表明したが……。

結婚は「我々のコミュニティの最も有益で大切な制度」である。 結婚の廃止は「我々の社会に必須の構成原理を粉砕する。」

→公的制度としての結婚は共同体に有益である。

「民事婚は、もう一人の人間との非常に個人的な関係であると 同時に、相互依存、交友関係、親密さ、貞節、家庭の理想を きわめて公的に賞賛することであもある。

民事婚に必要不可欠なのは、結婚したパートナー同士の独占 的で永続的な係わり合いであり、子どもを持つことではない。」

- →結婚の社会的承認が持つ意義を検討し、同性結婚の中に 承認に値する道徳的価値を見出した。(中立の放棄)
- ・差別の禁止と選択の自由という観念のみに依拠すると社会的承認の存在を 擁護できない。→多数派の正義感覚に反する。
- ・社会制度についての対立する解釈のどちらが妥当か判断する方法は、 a) 慣習との整合性をみる、b) 制度が勧奨する美徳を検討する、 のいずれかであり、教授は後者を推す。

反照的均衡(ロールズ「正義論」より)

個々の事例について私たちが下した判断と、それらの判断の根拠となる一般的 な原理との間を行き来すること。

「道徳哲学はソクラテス的である。私たちは、自分たちのさしあたりの判断も、

- 一度それらを規制する原理が明るみに出れば、変えたくなるかもしれない。」
 - →ロールズは反照的均衡の末に「権利は善に優先する」という考え方 について合意することは可能だが、包括的な道徳的判断の共有は 不可能だと考えた。
 - →だが実際には権利を巡る正義の議論もまた合意には達しない問題 なのではないか?

正義を道徳と切り離すことが相互的尊重を実現する唯一の方法だろうか? お互いの道徳的・宗教的信念に耳を傾け、共通善を追求する議論を重ねることこ そが正義を実現する方法では?

マイケル・サンデル

「道徳的、宗教的な意見の相違が存在し善についての多元性が存在する限り、道徳的に関与することでこそ、社会の様々な善を理解できるようになる。」

さて、理性の不安は目覚めただろうか? 今後も懐疑主義に陥ることなく、正義や道徳について考えていってほしい。